

(2)植栽工事の設計・施工及び管理

1 かし担保期間

土木工事と植栽工事の合併発注を行う場合、契約約款第37条に、下線の記述を追加する。

～引渡しを受けた日から2年以内（ただし、工事目的物のうち植栽工については1年以内）
に、～

2 植栽工事完成後の管理

植栽工事の完成検査後、速やかに、発注機関による善良な管理を行う。

植栽工事の設計・施工及び管理に関する取扱い指針

項目	取扱い指針
1 事前調査	(1)植栽計画の策定にあたり、事前調査を実施する。 (2)特に、海岸部については、潮風・飛砂等の影響が大きいので、十分な事前調査を実施する。 (3)植栽工事を含む設計委託においては、標準歩掛の割増しを行うことができる。（⇒業務関係積算基準） (4)植栽工事を含む設計委託においては、必要に応じて土壤試験及び調査費を計上することができる。（⇒道路緑化技術基準・同解説）
2 樹種の選定	(1)植栽の意図する目的は、工事内容により異なっており、樹種の選定について樹種検討会は、（社）鳥取県造園建設業協会の技術専門委員会に協議し、 <u>計画地の植栽地盤に適合した樹種を決定する。</u> (2)樹種及び土の入替え規模（土質、幅、深さ、土壤改良剤の必要性）及び適切な植栽時期を設計図書に明記する。
3 植栽地盤	(1)土木工事で、植栽地盤の造成を行う場合は、樹種に適した植栽地盤の造成及び土壤改良剤、施肥等の施工について設計図書に明記する。 (2)土木工事で植栽地盤の造成を行わない場合は、植栽工事において樹種に適した植栽地盤及び土壤改良剤、施肥等の施工について設計図書に明記する。 (3)地下排水工等による排水施設を考慮した植栽地盤及び植栽計画を策定し、設計図書に明記する。
4 保護養生	(1)マルチングにあたっては、樹種に適した工法を検討し設計図書に明記する。（⇒道路緑化技術基準・同解説）
5 工程計画	(1)植栽の植付けにおいて、樹種毎に適期の施工ができるように、土木工事との工程を調整する。
6 植栽割増	(1)工事標準積算基準書に明記されているように、植栽の割増積算を行う。（⇒土木工事標準積算基準書）
7 植樹保険	(1)昭和56年9月2日付け受管第618号で通知しているとおり、植樹保険を活用していく。（⇒植樹保険の活用について（通知））

項目	取扱い指針
8 枯補償	(1) 管理委託により通常の管理を行った上で、枯補償期間内(1年間)に、樹木等が枯死又は形姿不良になった場合、請負業者、工務課及び維持管理課の3者が立ち合い、工務課が請負業者に「植替え」の指示を行う (2) 植替え完了後は、請負業者、工務課及び維持管理課の3者が立ち合いの上、植替え樹木等について完了確認を行う。 (3) 請負業者は、枯補償期間の終了時点で工務課及び維持管理課へその旨の通知を行う。

「植栽工事の設計・施工及び管理に関する取扱い指針」の運用

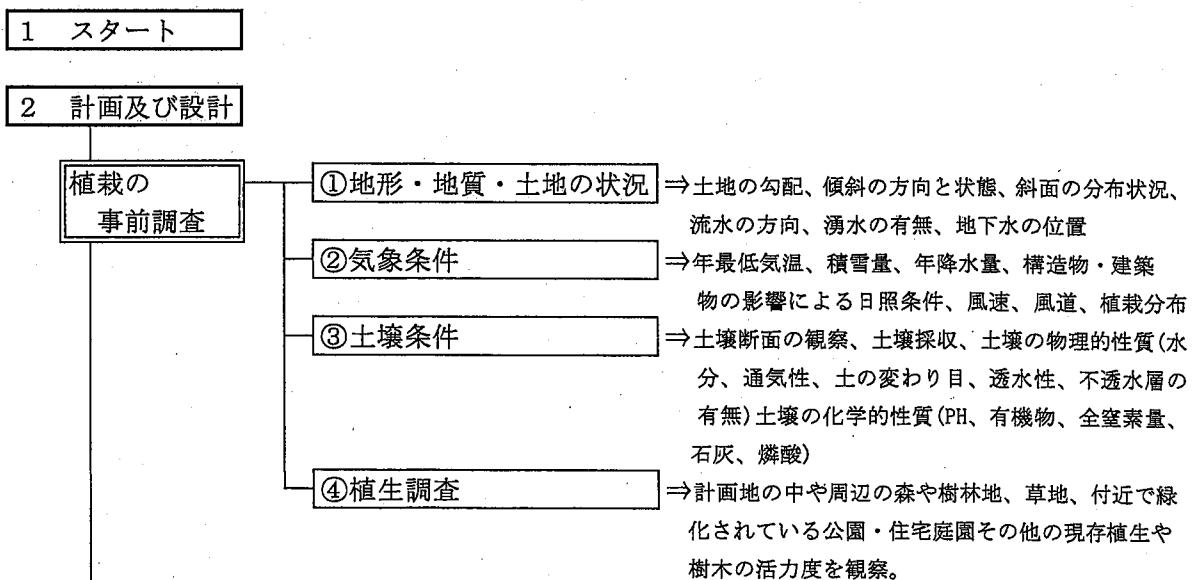
1 樹種の選定

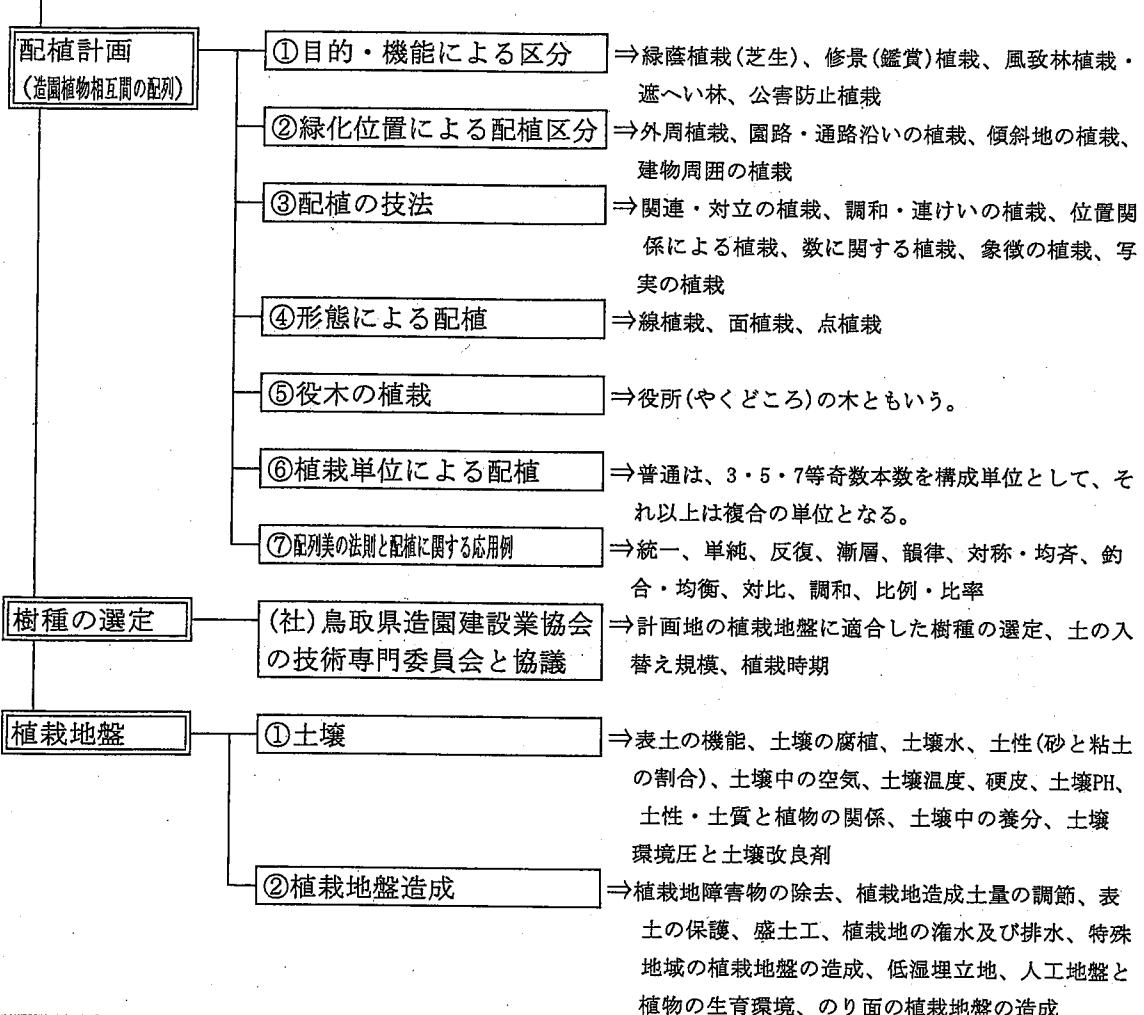
- (1) 各土木事務所に、工務課課長補佐・維持管理課課長補佐・監督員他で構成する樹種検討会を設置する。
- (2) 樹種検討会は、必要に応じて(社)鳥取県造園建設業協会の技術専門委員会に協議を行う。
(参照 植栽工事に関する打合せ記録)
- (3) 樹種検討会は、協議を行うにあたり、平面図・標準断面図・土質試験結果等必要な資料を、技術専門委員会に貸し出す。
- (4) 協議内容については、部外に漏洩しないよう留意すること。
- (5) 協議結果を参考に、樹種検討会において樹種を決定する。
- (6) 測量設計コンサルタントが、土壤等を十分ふまえた樹種の選定等の設計を行っていると判断される場合は、特に協議を必要としない。

2 協議内容

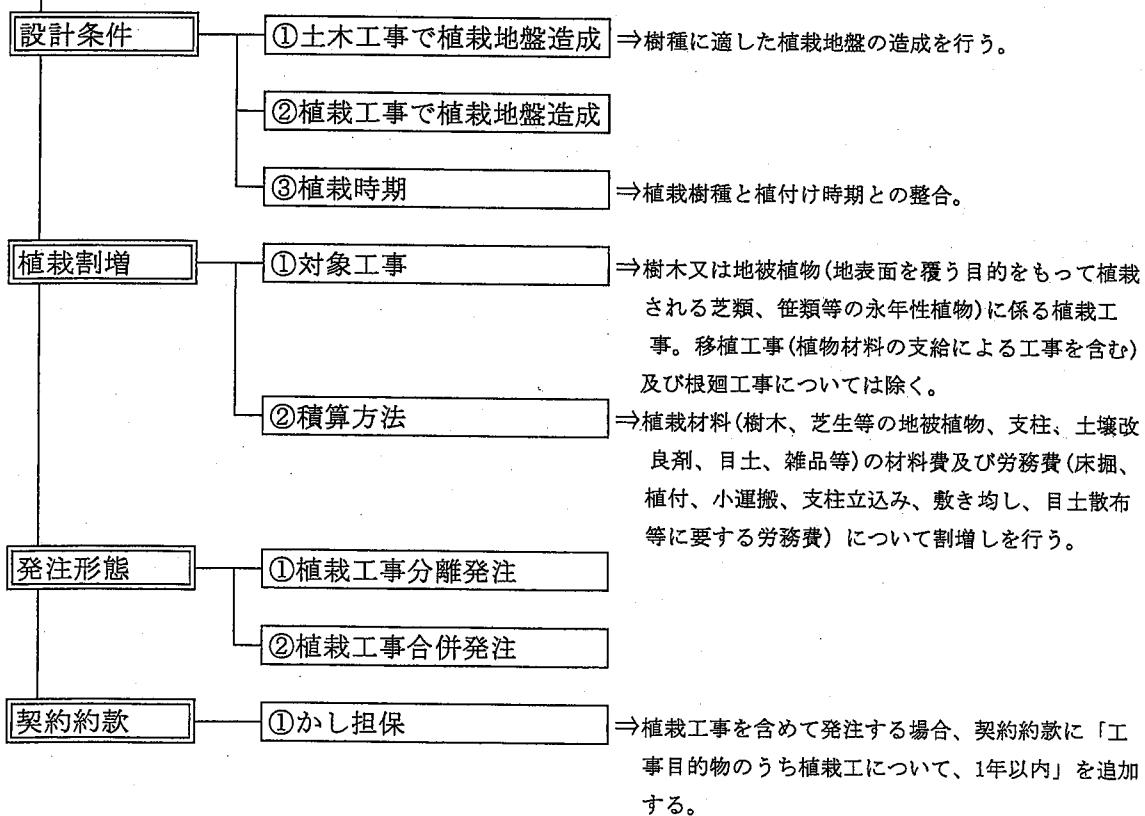
- (1) 樹種が計画地の土質、気象条件等に適しているかどうかを協議する。
- (2) 樹種の組合せ・配置等については、全体構想について協議し、植栽設計の詳細図面までは必要としない。
- (3) 見積等金額に関する協議は行わないこと。

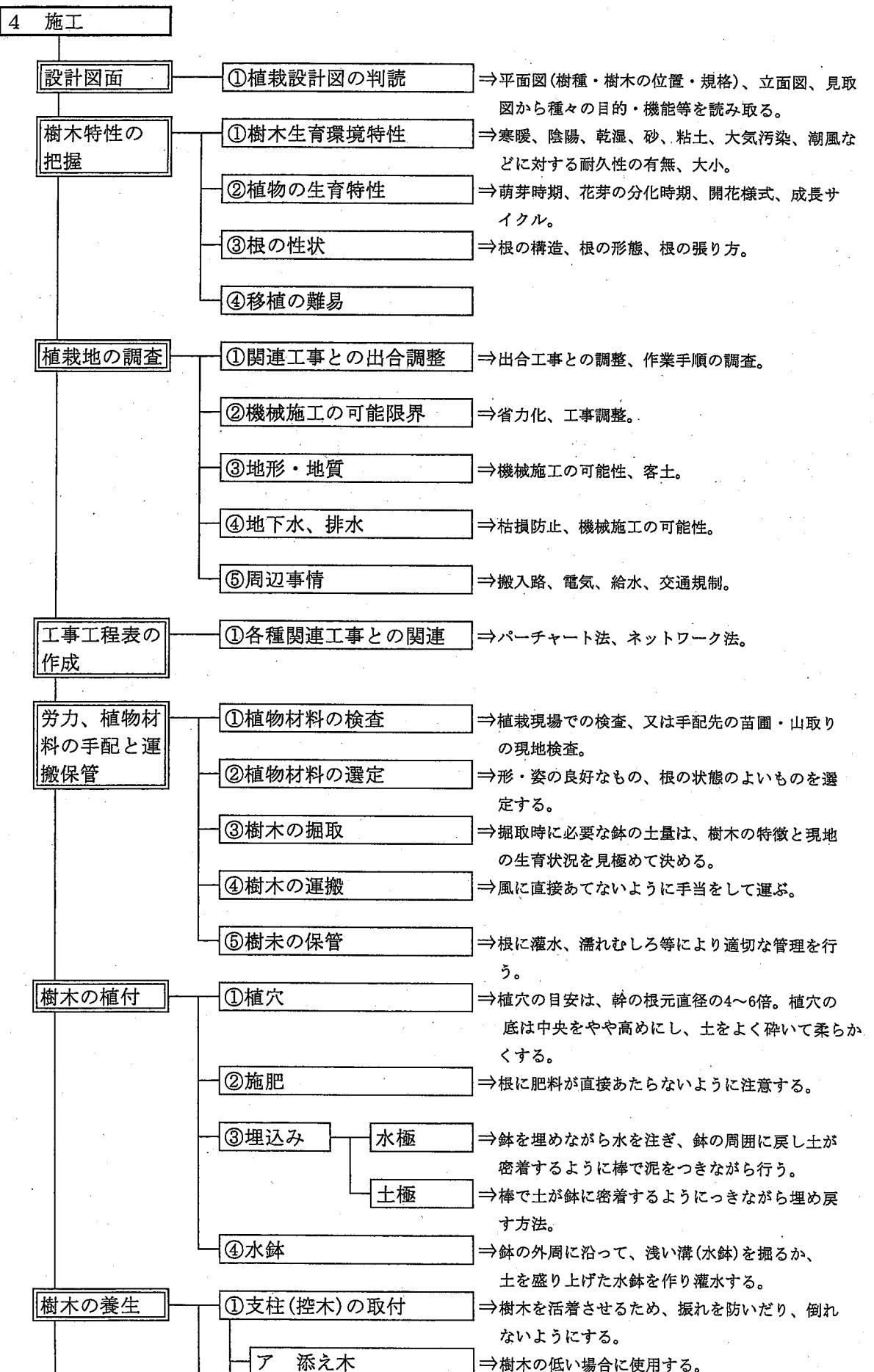
植栽工事の設計・施工及び管理までのチェックリスト

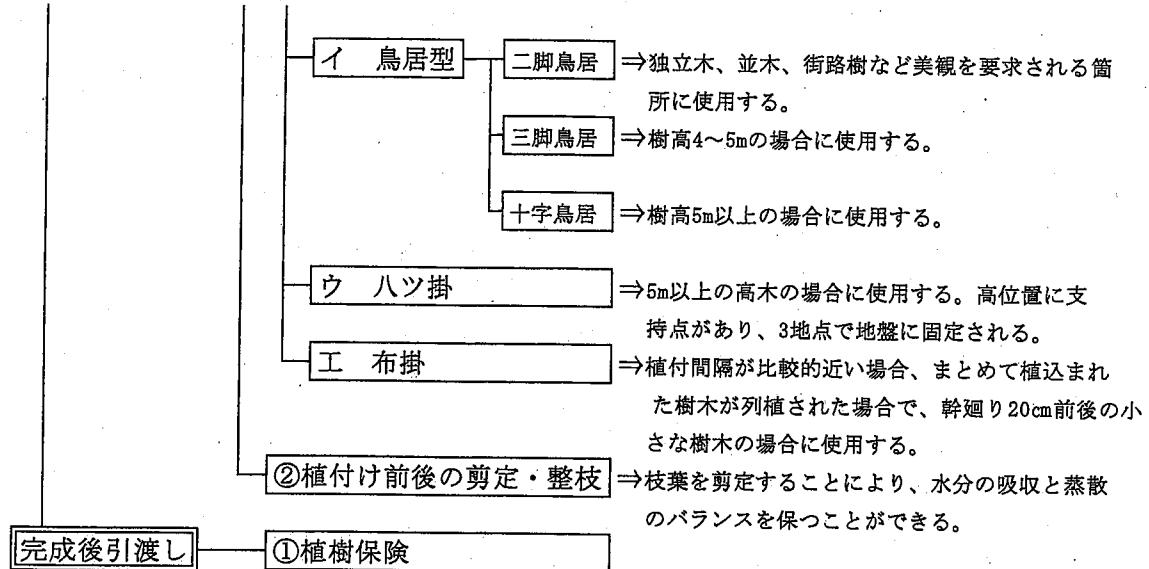




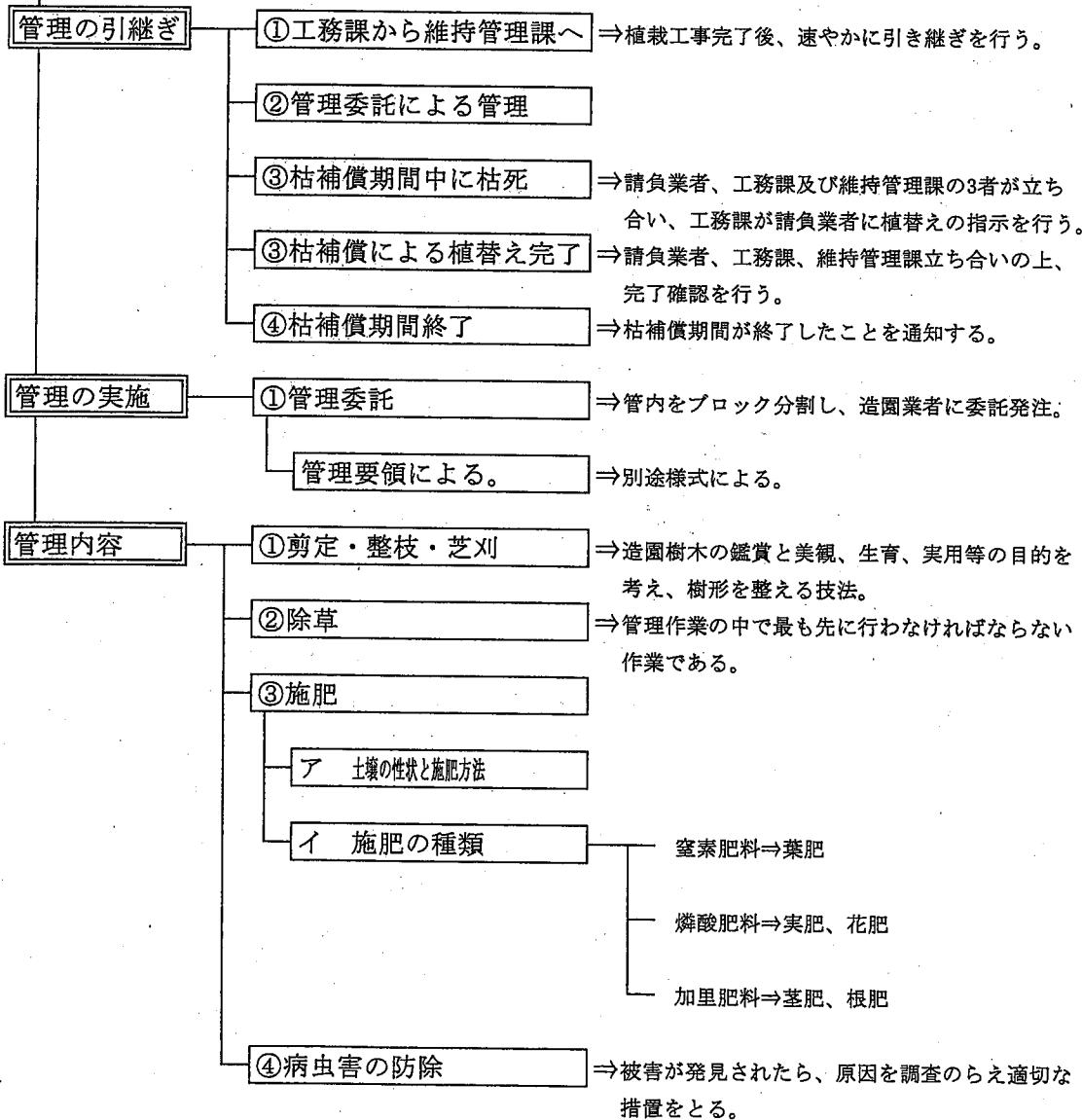
3 積算







5 植栽の管理



植栽工事に関する打合せ記録

○○県土整備局

協議日時	平成 年 月 日 ：～：	路線名 河川名	工事名	施工場所
県土整備局 樹種検討会				
技術専門 委員会				
協 議 概 要				
添 付 資 料	1 平面図 2 標準断面図 3 土質試験結果			
打 合 せ 記 録	1 樹種の選定 2 土質との適合 3 気象条件との適合 4 樹種の組合せ 配置の全体構想 5 施工上の留意点 6 維持管理上 の留意点 7 その他			

技術専門委員会内規

- 1 (社)鳥取県造園建設業協会の定款に基づき、技術面の調査、研究並びに外部組織からの技術的諮問、協議に対応する。
- 2 委員は専門職として、技術的、道徳的水準を高め、当業界を品位あらしめること。
- 3 委員は、情報・技術等を特定企業の為に利用することなく、公平、且つ平等に対処すること。
- 4 委員会は、(社)鳥取県造園建設業協会の総務委員会に所属し、その長は、協会長が任命する。委員の任期は、2年とする。
- 5 委員は、当委員会の趣旨に従い、次の要領を勘案して総務委員会で選出し、理事会の承認を得る。
 - (1)学問的専門分野を履修し、学識あるもの
 - (2)もしくは、実務経験豊かなもの
 - (3)企業の代表者は除く
 - (4)所属する企業が、経済的負担に理解あるもの
- 6 (社)鳥取県造園建設業協会会員以外の学識経験者を、必要に応じて委員会の構成員とする。
- 7 当内規に著しく違反した委員は、総務委員会の協議により、理事会の承認を経て解任することができる。

(平成3年6月10日・理事会承認)

技術専門委員会構成

